

内部監査の実施状況について

(平成 31 年 3 月末現在)

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講じた措置
群馬労働局 総務課	平成 31 年 3 月 6 日	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・ 問題なし	
群馬労働局 各課室 (総務課除く)	平成 31 年 1 月 24 日 ～ 1 月 30 日	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・ 出勤簿に係る事務処理において不備があったもの。 (1 課) ・ 休暇簿に係る事務処理において不備があったもの。 (2 課) ・ 超過勤務命令の事務処理において不備があったもの。 (1 課、1 室)	・ 事務処理誤り等については、適用となる法制度・通達等を説明のうえ直ちに是正させた。 ・ 併せて、複数職員による点検体制の構築等、再発防止対策を講じるよう指導した。
高崎労基署 外 6 署	平成 30 年 7 月 9 日 ～ 7 月 24 日	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・ 通勤手当の回収の経過の記載漏れがあったもの。 (1 署) ・ 週休日の振替命令日に不備があったもの。 (1 署) ・ 超過勤務確認者と最終退庁者の確認に不備があったもの。 (1 署) ・ 超過勤務命令の命令権者の事務処理において不備があったもの。 (1 署) ・ 休暇簿に係る事務処理において不備があったもの。 (1 署) ・ 官用車使用前の体調確認に不備があったもの。 (1 署) ・ 特別休暇、病気休暇の記載漏れがあったもの。 (1 署)	・ 事務処理誤り等については、適用となる法制度・通達等を説明のうえ直ちに是正させた。 ・ 併せて、複数職員による点検体制の構築等、再発防止対策を講じるよう指導した。
前橋安定所 外 11 所	平成 30 年 11 月 12 日 ～ 12 月 21 日	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・ レンタカーの運転日報に記載漏れがあったもの。 (1 所) ・ 勤務時間管理員の代理が選任されていないもの。 (2 所) ・ 週休日の振替命令に不備があったもの。 (1 所) ・ 超過勤務手当の請求漏れがあったもの。 (1 所) ・ 退庁簿の記載に不備があったもの。 (1 所) ・ 休暇簿に係る事務処理において不備があったもの。 (3 所) ・ 通勤届認定簿に記載漏れがあったもの。 (1 所) ・ 通勤届について客観的な距離の確認がなされていないもの。 (1 所)	・ 事務処理誤り等については、適用となる法制度・通達等を説明のうえ直ちに是正させた。 ・ 併せて、複数職員による点検体制の構築等、再発防止対策を講じるよう指導した。